

熊本市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条 - 第9条)

第2章 基本的施策(第10条 - 第17条)

第3章 くまもと市男女共同参画会議(第18条)

第4章 雑則(第19条)

附則

我が国では、公共の福祉と調和した基本的人権の尊重をうたう日本国憲法の下、日本独自の伝統と文化を尊びながら、国際社会における取組と連動しつつ、男女共同参画社会基本法を制定するなど、男女共同参画社会の実現を目指した取組がなされてきた。

熊本市においても、男女共同参画の推進に関する各種事業の実施、さらにはスポーツを通しての男女共同参画社会の実現を目指す世界女性スポーツ会議のアジアで初めての開催など、積極的に取り組んできた。

しかしながら、ドメスティック・バイオレンス等の様々な形態の暴力による人権侵害など、いまだ多くの課題が残されており、一方では、少子高齢社会の到来、経済構造の変革など急速に変化する社会への対応が求められている。

そのような中、私たちは、男女共同参画社会を実現するために、さらなる努力が必要であり、その実現した姿を、次世代を担う子どもたちに、引き継いでいかなければならない。

ここに私たちは、男女共同参画を総合的かつ計画的に、より一層推進することにより、男女が一人の人間としてお互いに人権を尊重し、共に平等に社会参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる豊かで活力ある熊本市を築くため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 すべての男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、職場、学校、地域その他の社会の各分野(以下「社会の各分野」という。)にお

ける活動に参画する機会が確保されることにより、個性と能力が発揮され、かつ、共に責任を担うことをいう。

- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の平等を担保し、及び格差を改善するため必要な法的範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる基本理念に基づき推進されなければならない。

- (1) 男女が、その人権が尊重され、性別による差別的取扱いを受けることなく、その能力を発揮する機会が確保されること。
- (2) 男女が、共に対等な構成員として、社会の各分野における活動に平等に参画する機会が確保されること。
- (3) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該家庭生活における活動と職場、地域等における活動を行うことができるよう配慮されること。

(市の責務)

第4条 市は、前条各号に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会の各分野において、男女共同参画についての理解を深め、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において、積極的に男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、その雇用する者が職場における活動と子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動とを両立させることができるよう、就業環境の整備に努めなければならない。

(性別による差別的取扱い等の禁止)

第7条 何人も、社会の各分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 市は、公衆に表示する情報において、前条に掲げる行為を助長する表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

(教育における男女共同参画の推進)

第9条 社会の各分野の教育に携わる者は、その教育の場において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めるとともに、児童、生徒等の発達段階に配慮しなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、基本計画案の作成に当たっては、くまもと市男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

5 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(推進体制の整備等)

第11条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、体制の整備を図るよう努めなければならない。

(広報啓発)

第12条 市は、市民及び事業者の男女共同参画の推進に関する理解を深めるために必要な広報及び啓発活動を行うものとする。

(市民及び事業者の活動への支援)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する活動を行う市民及び事業者に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(年次報告)

第14条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、

必要な調査研究を行うものとする。

(施策に関する意見の申出)

第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策について意見があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の申出を受けたときは、必要に応じ、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、くまもと市男女共同参画会議の意見を聴くことができる。

4 市長は、第1項の規定により意見の申出があったとき又はその申出により措置を講じたときは、くまもと市男女共同参画会議に報告するとともに、これを公表するものとする。

(相談への対応)

第17条 市長は、第7条に掲げる行為について市民から相談があったときは、必要に応じ関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応に努めなければならない。

第3章 くまもと市男女共同参画会議

第18条 男女共同参画の推進に関する施策及び重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、くまもと市男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を置く。

2 参画会議の委員は、10人以内とし、男女共同参画の推進に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。この場合において、男女が同数となるよう努めるものとする。

3 参画会議の委員の委嘱に当たっては、その一部について公募を行うものとする。

4 参画会議の委員の任期は、2年とする。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、参画会議の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(熊本市附属機関設置条例の一部改正)

2 熊本市附属機関設置条例(平成19年条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項から21の項までを1項ずつ繰り上げる。